

平成30年度小・中学校教育課程研究協議会

体育(小)



福島県教育委員会

体育科の目標

体育や保健体育の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。(知識及び技能)

(2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
(思考力・判断力・表現力等)

(3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。(学びに向かう力、人間性等)

体育科改訂の趣旨

- 楽しく安心して運動に取り組む。➡ 体力の向上へ
- ルールやマナーの遵守、スポーツの意義、価値等に触れる。➡ オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実
- 保健領域では「技能」に関連して、心の健康、けがの防止の内容の改善、運動領域との一層の関連を図る。
- 健康や体力の状況に応じて、体力を高める必要性を認識させる。

改訂の要点①

○ 体育の見方・考え方

運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること。

○ 保健の見方・考え方

個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。

(1) 目標の改善

○ 体育や保健の**見方・考え方**を働かせる

○ 各種の運動がもたらす体の健康への効果

○ 心の健康も運動と密接に関連している

○ **豊かなスポーツライフ**を実現するための資質・能力を育む

} 実感させる

改訂の要点②

(2) 内容構成の改善

- 「知識及び技能(体づくり運動は知識及び運動)」
- 「思考力、判断力、表現力等」
- 「学びに向かう力、人間性等」
- 保健「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」

(3) 内容及び内容の取扱いの改善

- 小・中・高の系統性のある指導 → 指導内容の体系化
- 学習したことを実生活や実社会に生かす、運動の習慣化
- 幼稚園段階との接続及び中学校への見通しを重視
- **共生の視点**を踏まえての指導内容
- 体力、技能、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、
運動やスポーツの多様な楽しみ方、関わり方を共有

改訂の要点③

(4) 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

① 学習指導の改善・充実

- ・ カリキュラム・マネジメントの実現
- ・ 低学年における他教科等や幼稚園教育との関連
- ・ 障害のある児童などについての指導方法の工夫

② 内容の取扱いにおける配慮事項

- ・ 個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導等の工夫
- ・ 言語活動の更なる充実
- ・ 情報手段の積極的な活用
- ・ 体験を伴う学習の充実
- ・ オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実
- ・ 保健の指導方法の工夫

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント①

(1) 主体的な学びに向けて

- 運動の楽しさや健康の意義等を見付ける
- 運動や健康についての興味や関心を高める
- 課題の解決に向けて粘り強く取り組む
- 考察、学習の振り返り、課題の修正、新たな課題設定

(2) 対話的な学びに向けて

- 児童が他者(書物等含む)と対話
- 思考を広げたり深めたりする
- 協働的な学習に取り組む

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント②

(3) 深い学びに向けて

(1) や (2) の学びの過程を通して

- 自己の課題を見付ける
- 解決に向けて試行錯誤を重ねる
- 思考を深め、よりよく解決する

※ (1)～(3)の学びの過程はそれぞれ独立して取り上げない

- ・ 相互に関連を図る
- ・ 体育科で求められる学びを一層充実させる
- ・ 三つの学びの過程に順序性や階層性はない

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント③

(4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- 指導方法を工夫、必要な知識及び技能の習得を図る
- 思考を深めるために発言を促す
- 気付いていない視点を提示する
- 学びに必要な指導の在り方を追究
- 必要な学習環境を積極的に設定

これらの学習が展開される中で、着実な習得を促す学習が展開され、主体的・能動的な活用・探究の学習を展開することができると考えられる。

移行期間における教育課程の特例及び留意点

平成30年度及び平成31年度の第1学年から6学年までの体育の指導に当たっては、その全部又は一部について新学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

特に注視したい点①

(1) 運動領域

① 体づくり運動系

- 1, 2学年・・・「体づくりの運動遊び」に名称変更
- 体ほぐしの運動(遊び)・・・「気付き」「調整」「交流」

➡ 「気付き」「交流」へ

特に注視したい点②

② 器械運動系

学びの連続性、中学校との接続を考慮して技の分類を変更

- マット運動・・・「回転系(接転技群、ほん転技群)」「巧技系(平均立ち技群)」
- 鉄棒運動・・・「支持系(前方支持回転技群、後方支持回転技群)」
- 跳び箱運動・・・「切り返し系」「回転系」

③ 陸上運動系

- 走る距離の例示・・・短くすることで走る回数を多くする。
- 児童の実態に応じて、「投」の運動を加えて指導することができる。

④ 水泳運動系

中学校の「水泳」につなげるために名称、構成を変更

- 1, 2学年・・・「水の中を移動する運動遊び」「もぐる・浮く運動遊び」
- 3, 4学年・・・「浮いて進む運動」「もぐる・浮く運動」
- 5, 6学年・・・「クロール」「平泳ぎ」「安全確保につながる運動」

特に注視したい点③

⑤ ボール運動系

- ボール操作の技能とボールを持たないときの動きの両方を指導
- ゴール型「攻守入り交じり」「陣地を取り合う」
 - ・ 3, 4学年では両方、5, 6学年ではどちらかを行う。

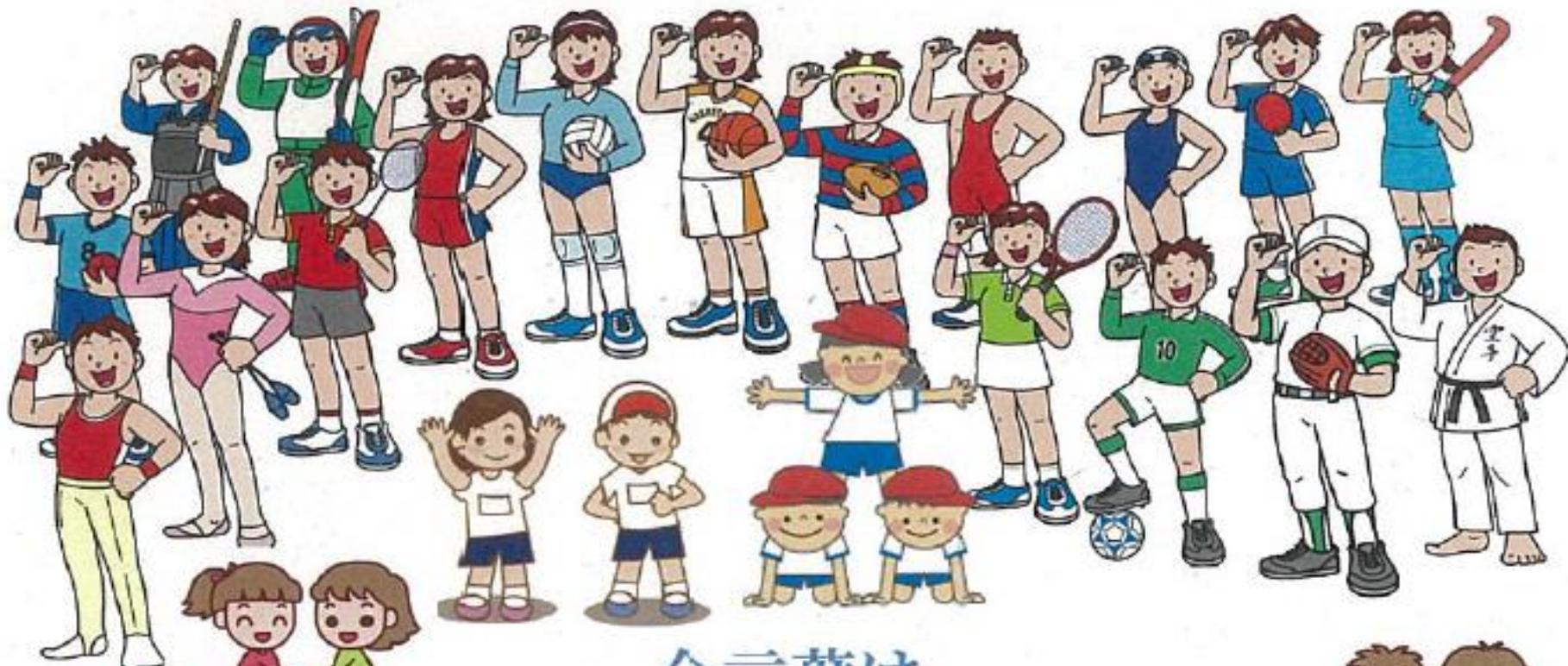
(2) 保健領域

- 5, 6学年に「**技能**」が新設
- 「運動、食事、休養及び睡眠」・・・保健と運動との関連をこれまで以上に重視

(3) 運動が苦手、積極的に取り組まない児童への手立て

- 「知識及び技能」の例示に「**運動(遊び)が苦手な児童への配慮の例**」を追加
- 「学びに向かう力、人間性等」に「**運動(遊び)に意欲的でない児童への配慮の例**」を追加

健康の保持増進と豊かなスポーツライフを実現し、
明るく豊かで活力ある社会の創造のために



合言葉は、

体育楽しく遅しく

チーム保健体育としての力を結集しましょう！

